

新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営方針（案）

令和2年7月

【運営方針の目的】

避難所において新型コロナウイルス感染症にかかるない、うつさないためには、避難所での3密（密閉・密集・密接）の回避や衛生対策を徹底するなど、感染症対策に万全を期することが重要となります。

そこで現在、市で作成している避難所運営マニュアルに加え、この運営方針を活用し避難所における感染症対策を徹底するものです。

なお、この運営方針は、必要に応じて避難場所にも適応します。

【基本的な考え方】

- (1) 避難所の過密状態防止
- (2) 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
- (3) 避難スペースの確保
- (4) 避難者自身の感染予防・感染拡大防止の理解と協力
- (5) 避難所運営スタッフの安全確保
- (6) 感染が疑われる避難者への適切な対応

【具体的な対策】

- (1) 避難所の過密状態防止
 - ①可能な場合は、在宅避難または親戚・友人宅への避難を優先するように周知する。
 - ②自治会館、集会所を避難所として活用することについて、区長や自治会長に協力を依頼する。その際は、避難所同様に感染症対策に努めるよう周知する。
 - ③車中泊等によるエコノミークラス症候群を予防するため、避難所内の掲示板等による注意喚起を行う。
- (2) 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
 - ①手洗い及び咳工チケットを避難者に徹底させるため、避難所内的情報掲示板に感染症対策チラシを掲示する。
 - ②避難所内の十分な換気に努める。
 - ③避難所内の定期的な清掃、消毒に努める。
 - ④避難所受入時にマスクの着用、手指消毒、検温チェックを行うとともに、避

難中も避難者自身が「健康管理チェックリスト」により体調を管理するよう周知する。

⑤十分な居住スペース及びソーシャルディスタンスの確保

- ・避難者の居住スペースについては、可能な範囲で十分なスペースを確保する。
- ・他人に飛沫が飛ばないように避難者同士の間隔を2メートル程度確保する。
- ・体育館等では、可能な限りパーテーションや段ボールの間仕切りなどを利用し、飛沫拡散などに配慮する。
- ・体育館等のほこりに付着した飛沫が床に滞留することで、感染リスクが高まるため、可能な限り段ボールベッドなどを利用し軽減を図る。

⑥衛生用品の備蓄と活用

- ・各避難所に衛生環境を保持するためのマスク、消毒液、ゴム手袋、フェイスシールド、感染防護服などを備蓄し、必要時には積極的に活用する。
- ・消毒液は受付やトイレ前に設置する。

(3) 避難スペースの確保

- ①発災時には、被災状況や避難者の状況に応じ、可能な限り多くの指定避難所の開設に努める。
- ②指定避難所におけるスペース確保のため、学校における教室の活用等、避難所として使用できるスペースを最大限活用できるように努める。

(4) 避難者自身の感染予防・感染拡大防止の理解と協力

- ①避難の際に食料、飲料水等の他、マスク（タオル等）、消毒液、体温計、寝具（毛布等）、スリッパ、着替え、携帯ラジオ等を持参する。
- ②石鹼、ハンドソープ等によりこまめな手洗いを徹底する。特に食事前、トイレ使用後は徹底する。
- ③原則マスクを着用する。マスクが無い場合は、ティッシュやハンカチで口と鼻を覆う。とっさに咳が出るときは袖や上着に内側などで覆う。
- ④向かい合わせではなく背を向けて座るようにする。
- ⑤息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱（37.5℃以上）等の症状のいずれかがある場合は、速やかに避難所対応員に報告する（健康管理チェックリストによる自己管理）。

(5) 避難所運営スタッフの安全確保

- ①マスクの着用に加え、業務に応じてゴム手袋、フェイスシールド、感染防護服を着用し業務にあたる。

- ②避難所運営業務に従事する際及び勤務交代する際は、検温を実施するとともに「健康管理チェックリスト」の記入を行う。
- ③感染疑いのある避難者へ食料等を配給する際は、直接手渡しせず配膳場所を設ける。

(6) 感染が疑われる避難者への適切な対応

- ①感染が疑われる者が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで避難所から保健所等に連絡し、検査、入院の調整を行う。
- ②やむを得ず保健所等との調整中、一時的に避難所内に待機させる場合にはプライベートルームなどの専用のスペースを確保する。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保する。また、専用スペースを確保できない場合は、可能な範囲でパーテーション等を使用しスペースを分割するなど工夫する。
- ③感染者又は感染疑いのある者が避難していた場所の消毒について適切に実施する。

【連絡先】

- 埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター
☎0570-783-770 (24時間受付)
- 狭山保健所(帰国者・接触者相談センター窓口)
☎04-2954-6212 (平日:8時30分から午後5時15分まで)